

令和6年度第1回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録（非公開内容を除く）

1 日時 令和6年7月1日（月）19：00～20：30

2 場所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室

3 出席者

（1）委員 出席14名、欠席1名

・出席：奥村副分科会長、安部委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、宮阪委員、毛利委員、森脇委員

・欠席：京分科会長

（2）事務局

・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、（障がい者福祉課）川島課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、山本係長、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、（家庭相談課）石倉課長、（健康推進課）岸本課長、（松江保健所心の健康支援課）高野課長

・こども子育て部：峯こども子育て部次長、（こども政策課）池田課長

・教育委員会：（発達・教育相談支援センター）山本所長、（図書館事務局）吉野事務局長

・松江市社会福祉協議会：（生活支援課）安藤課長

・松江市障がい者基幹相談支援センター糸：浅津センター長

・機能強化事業所：（厚生センター）桑嶋相談支援専門員、（よもぎ）曳野相談支援専門員、

（わこう）福田相談支援専門員

4 議題

1. 委員の改選

2. 協議事項

（1）自立支援協議会に係る障害者総合支援法改正のポイント

（2）令和5年度（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間）の各種サービス・事業実績報告

（3）検討チーム会議等の状況報告

（4）地域生活支援拠点の検討状況報告

（5）手話言語条例の制定について

（6）日中サービス支援型グループホームの実施状況等について（※本項目のみ非公開）

3. その他

（1）国の地域生活支援事業補助金実施要綱の改正について

5 会議経過

【1. 開会】

○川島課長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日は、お仕事等でお疲れのところ、会議にご出席いただきありがとうございます。私は、4月から障がい者福祉課長を務めております、川島でございます。よろしくお願ひします。

開会に先立ちまして、ご報告がございます。本日は、京委員さんがご家庭の都合で欠席となっております。

そうしますと、開会に際しまして、松原健康福祉部長の松原より挨拶をいたします。

○松原部長 皆さん、こんばんは。健康福祉部長の松原でございます。本日は、週明けの夜間ということで、お出掛けにくいところもあったと思いますが、本分科会へご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、皆様方に置かれましては、この4月に社会福祉審議会の委員の改選がございましたが、この度委員としてお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。2年間の任期となりますので、これから2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、本年度の第1回目の会議という事になりますので、昨年度の給付サービスなどの実績について、まずご報告をさせていただきます。それに加えまして、日中サービス支援型グループホームに関して、新規の施設も含めた評価に関する協議を行いたいと思っております。それから、地域生活支援拠点の検討状況の説明と、また今年度の制定を目指しております、手話言語条例の概要も説明をさせていただく予定としております。限られた時間ではありますが、ご意見、ご議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【2. 委員の改選】

○川島課長 そうしますと、次第に沿って進めていきたいと思います。続いて、「2. 委員の改選」でございます。この4月に任期満了に伴う松江市社会福祉審議会の委員の改選を行わせていただいておりまして、大変簡略ではございますが、皆様の席に委嘱状を置かせていただいております。継続、また新規でのお引き受けに感謝申し上げます。2年間の任期ですが、よろしくお願ひいたします。

続いて、「正副分科会長の選出」でございます。松江市社会福祉審議会条例では、分科会に分科会長を互選で定めるとしており、同じく条例では、「分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が代理をする」としておりますので、正副分科会長を定めさせていただることしております。互選ということではございますが、事務局の方で案を用意しており、ご提示したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同 (意義なし)

○川島課長 ありがとうございます。それでは事務局案でございますが、引き続き、正分科会長は京委員、副分科会長は奥村委員でいかがかと思います。なお本日、京委員はご欠席でございますが、分科会長の選出案につきましては、事前に了解をいただいております。皆さまいかがでしょうか。

○委員一同 (意義なし)

○川島課長 特に異論がないようですので、引き続きではありますが、京委員が分科会長、奥村委員が副分科会長とさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、奥村副分科会長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○奥村副分科会長 副分科会長を拝命しました、奥村でございます。大役ではございますが、可能な限りお力になりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○川島課長 ありがとうございます。そうしますと、この度新任の委員となられました、島根中央児童相談所長の宮阪委員さん、一言ご挨拶をお願いいたします。

○宮阪委員 島根中央児童相談所の宮阪でございます。よろしくお願ひいたします。

○川島課長 ありがとうございました。他の委員の皆様につきましては、お1人ずつご紹介するところですが、大変恐縮ではございますが、時間の都合上、今日は名簿と席次の配付をもちまして、紹介に代えさせていただきたいと思います。ご了承ください。それでは皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。

【3. 協議事項】

○川島課長 続きまして次第3の審議に移りますが、本分科会は、運営規程第4条の規定により分科会長が議長となることとなっておりますが、本日は欠席でございますので、奥村副分科会長に進行をお願いしたいと思います。奥村副分科会長、よろしくお願ひします。

○奥村副分科会長 皆様、どうぞよろしくお願ひします。審議に入る前に、まず本分科会は松江市情報公開条例の規定により原則公開となります。本日の項目の中で、非公開の基準に当てはまるようなものがありますか。

○曾田係長 失礼いたします、障がい者政策係長の曾田でございます。本日は、非公開が望ましい議題が1つございます。「(6)日中サービス支援型グループホームの実施状況等について」でございますが、今回は、現在設置しているグループホームの運営状況の評価と併せ、新規に設立を予定しているグループホームについても分科会のご意見をいただくこととしております。この新規施設は、これから指定申請を行うものであり、まだ公表されている段階にはありま

せん。よって公開することにより、設置予定法人に不利益を及ぼすおそれがあることから、(6)は非公開を提案いたします。なお、(6)以外は非公開に該当する議題はございません。

○奥村副分科会長 それでは、(6)は非公開でよろしいでしょうか。

○委員一同 (非公開で了承)

○奥村副分科会長 それでは、本日の分科会は一部の議題を非公開で行います。

【3. (1) 自立支援協議会に係る障害者総合支援法改正のポイント】

○奥村副分科会長 それでは次第によりまして、3. 協議事項に入りたいと思います。まず最初に、「(1) 自立支援協議会に係る障害者総合支援法改正のポイント」ということで、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 失礼いたします。続けて説明をいたします。今回まず最初に、障害者総合支援法の改正によりまして、自立支援協議会、本市でいうところの分科会のことございますが、今年の4月に法改正が施行されていますので、そのポイントについてご説明いたします。カラー刷りの資料1をご覧ください。

一番上のタイトルに、令和4年の法改正を踏まえた協議会の機能と構成と記載しております。ポイントとしましては、上の枠に3つの内容が記載しております。1つ目に、「協議会を通じた地域づくりにとては、個から地域への取組が重要」とありますが、国は個別事例の検討から地域課題を見出し、課題解決の議論、またその解消を図ってもらいたいという考え方を持っており、個別事例の検討を推奨されているところでございます。この点については、昨年度に策定した障がい福祉計画でも個別事例の検討を行うことと入れさせていただいておりますが、想定としてはこの分科会の下部会議で行いたいと思っていまして、その点、国の方で法律上の整理をされたということです。

続いて2つ目が、協議会は地域の関係機関に情報提供、意見を求めることができ、また協力を求められた団体は、対応が努力義務であることが規定されました。

続きまして3つ目でございまして、どれも重要なことですけれども、一番お伝えをしようかなと思ったところですが、個別事例の検討を伴う地域づくり、体制づくりが明記されたことに伴い、協議会関係者に対して守秘義務が規定されたところでございます。資料の裏面を見ていただきますでしょうか。少し印刷が見づらいですが、太文字で記載してあるところが該当の条文でございます。また、このことについては罰則も規定しております。これまでにも、分科会や下部会議の方でもあまり個人情報を扱うこととはなかったと思いますが、この先、個人情報や非公開情報などが守秘義務の対象になろうかと思っております。決して議論の中で構える必要があるとは考えておりませんが、このような義務が法律上、規定されたこ

とは予めご承知いただき、ご留意いただければと思います。簡単ながら、ポイントについては以上でございます。

○奥村副分科会長 ありがとうございます。少し、行動に制限がかかるみたいな話で、ちょっと緊張します。皆様から、ご意見やご質問があれば、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉士会の貝谷と言います。よろしくお願ひいたします。2点ほどですが、1点目は守秘義務を課すというところで、冒頭、情報公開条例での情報公開の規定で制限するもの、本日は一部ありますが、その辺りのところで情報公開条例で請求できる情報とその守秘義務との関係をもう一度確認をさせていただきたいです。

あと、裏面の方にあります「正当な理由なしに」という、正当な理由というのはどういうことが想定されるのかも教えていただければと思います。

○奥村副分科会長 ありがとうございます。それでは事務局から、回答をよろしくお願ひいたします。

○曾田係長 最初のご質問につきまして、もう一度教えていただいてよろしいでしょうか。

○貝谷委員 守秘義務のところで、一方で、情報公開条例に基づいて情報公開請求すれば、情報を得られるという中で、課されるその守秘義務っていうのが、どういうものなのかとか、その辺りの関係を教えていただければと思います。

○曾田係長 端的に申し上げますと、その関係についてはまだ整理ができる段階ではないんですけども、情報公開条例に基づいて情報公開をした際に、公開をされる情報と、公開できないため黒塗りにされる情報があると思います。個人情報については、基本的には情報公開請求をされた場合でも、外部に出しておりませんので、それに該当するものであれば、この会議の中で登場しても、その情報は出さないということが1つございます。

正当な理由について、こういう事例のときには情報を出しても良いですよというところについてですね、すみませんがまだ突き詰められておりませんでして、ちょっと何が該当するのかっていうところを今色々と考えたんですけど、ぱっと浮かばないところもございます。もしよければ、その辺りについては、いったん中で整理をさせていただいて、お示しできる範囲でまた提供させていただければと思っております。

○貝谷委員 ありがとうございます。皆さんそうだと思うんですけど、色んな団体とか会を代表して出てきている立場で、例えば、会議の内容を持ち帰って関係機関とか団体内で情報を集めたりとか、意見を他の機関から聞いてみたりという場合も出てくると思いますので、またその辺り、正当な理由とかですね、あと個人情報に関しての情報とか、その辺り整理はできればですね、また教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○奥村副分科会長 他に、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、先に進ませていただきます。続いて「(2)令和5年度の各種サービス事業実績報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

【3. (2) 令和5年度（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間）の各種サービス・事業実績報告】

○仲田係長 障がい者福祉課の仲田です。よろしくお願ひします。そうしましたら、資料2-①にもとづいて、2023年度のサービス別実績を報告させていただきます。

まず、訪問系についてはここ数年、緩やかな増加傾向となっております。

日中活動系については、就労継続支援のB型ですが事業所数が増えていることもあり、増加傾向となっています。また短期入所については、昨年度までコロナの影響から利用者が減少しておりましたが、完全にとまではないですが元の数字に戻りつつあります。その他の日中活動系についてはほぼ横ばい傾向です。

居住系については、グループホームの新設もあり利用者が伸びております。

相談支援については、サービス利用者増に伴い増加傾向にあります。

続きまして、児童福祉法による障がい児通所サービスについてですが、放課後等デイサービスの利用が年々増加しております。これに伴い、障がい児相談支援も増加しております。この傾向は、数年間続いておりますが、これは単純に事業所数が増えたことによるものと、幼少期からの定期健診、エスコの関わり、基幹相談支援センター紹介作成のパンフレットなど、通所サービスが浸透してきている結果であると考えております。以上、サービス状況をご報告させていただきました。

○曾田係長 続いて、地域生活支援事業の実績についてご説明します。裏面の資料2-②をご覧ください。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定する事業でございまして、障がいのある方が、自立した生活を営むことができるよう、地域の特性に応じて、各自治体が柔軟に実施できる事業であり、国、県の補助金を得て実施しております。表の左側に記載する事業が個別の事業となります。

全般的には、特段の増減はありませんが、いくつかかいつまんでお話しします。左側、3の(1)の障がい者相談支援事業において、昨年度の2023年度は相談支援事業所の新設などで、委託を受けていただける事業所が18カ所ということで増えています。また今年度も事業所の新設が1つあり、現時点は19の事業所に委託しています。

その下の6意思疎通支援事業の(3)失語症意思疎通支援者派遣事業についてです。失語症支援センターを令和4年度、2022年度に開設しまして、翌年度の令和5年度は派遣回数が31回でした。少し増えておりますが、今後もっと活用していただけるようにしていくたいと考えており、支援センターの委託先である山陰言語聴覚士協会の言語聴覚士の方々と、この頃はケアマネージャーの方の会議などに参加して、センターの紹介を行っているところです。

続いて、10 地域活動支援センターの利用人数は、令和 4 年度、2022 年度に大きく落ち込みましたが、おそらくこれはコロナの影響が一番であったのかと推察していますが、令和 5 年度には 523 人ということで、少し利用者がまた増えてきている状況です。以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○奥村副分科会長 ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○毛利委員 失礼いたします。島根県知的障害者福祉協会から委員としてきております、毛利と申します。よろしくお願ひします。資料 2-②の方には口頭での説明はなかったんですけれども、4 番の成年後見制度利用支援事業につきまして、これまでこの利用支援事業についての要綱とかそういうものが、実際どこにも掲示がされていなかったと。ところが先般ホームページを見たらですね、要綱や関係書式を含めて、すべてホームページの方に掲載がされていたということで、ここについては、取り組んでいただけたんだなということで、高く評価をしているところでございます。一方で、内容につきましてはですね、これはちょっと全国的にも、自治体によっても随分と差異があるというように認識をしています。県内の自治体でも、そもそも支援事業があるところとないところがあったり、全国的にも色んなところで差が出ている。国が言っている、その基準を出している部分もあるんですけども、それとて、実際その後見を受ける人にとってはどうなんだろうというような声を多数聞かれるところでありますし、我々施設を運営する側としてもですね、そういうところがござります。まさしく今、第二期成年後見制度利用促進基本計画ですね、これが執行してある最中ということござりますけれども、これに合わせて最高裁判所の方もですね、その方針についての見直しをしていくということを明言している。一方でその事業もですね、それに応じて当然アップデートされていくべきものがあるかなというふうに私どもは考えているところで、是非とも松江市としてですね、ちょっと前向きなというかね、市独自という考え方でも私はいいんじゃないかと思っていまして、ただでさえ成年後見人の人材確保が難しくなっている昨今ですね、一生懸命に活動される後見人さんたちに報いるという意味でも、この支援事業の充実というのは、是非とも力を注いでいただきたいと願っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○奥村副分科会長 毛利委員さん、ありがとうございました。ご意見という事ですね。

○毛利委員 はい、事務局への質問ではありません。

○岸本次長 健康福祉総務課の岸本でございます。ご意見、大変ありがとうございます。現在、健康福祉総務課の方では、今年度に地域福祉計画、地域福祉活動計画の見直しを 5 年に 1 回の作業ということで進めさせていただく事にしております。その中で、これまで権利擁護の関係ですね、その計画の一部に取り組みながら実施をさせていただいておりますが、今回も同

じく、その事務に権利擁護関係の計画の方を取り込んで、見直しをするということにしております。先ほどご指摘がありましたように、国の方では第二次の計画というところで、それも踏まえた内容に見直しを考えておりますので、また様々な視点から、皆様にご意見を頂戴できればというふうに思っております。この支援事業は、全国的にも色んなばらつきがある制度でございます。我々のところにも、そちらの方ではどういうふうにやってますかというような調査等々もありますが、そういったものも、他自治体の状況等も踏まえながら、また良い方向になるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどの地域福祉計画の見直しでございますが、作業的には社会福祉審議会の本体会議の方でやらせていただきます。もちろん、この中にも審議会の委員の方もいらっしゃいますので、よろしくお願ひいたします。

○奥村副分科会長 ありがとうございます。他にございませんか、よろしいですか。それでは続いて、「(3)検討チーム会議等の状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

【3. (3)検討チーム会議等の状況報告】

○曾田係長 続いて、分科会の下部会議の実施状況についてご報告いたします。資料3をご覧ください。1の就労支援検討チーム会議自体は、今年度まだ開催しておりませんが、その下部会議にあたる就労アセスメントワーキングチームは毎月開催しており、来年度施行される就労選択支援サービスを見据えたテストケースの検討や、先般はミニミニ研修会として、関係事業者の皆さん等との情報共有、意見交換のグループワークを行いましたが、今後は本市での地域体制についても議論する予定です。また、事務局には本会議の委員もお務めのぶらすさんや、桑友さんに加わっていただいており、主導的に会議運営をいただきお世話になっております。ありがとうございます。

続いて、相談支援検討チームはまだ未開催ですが、後で説明もしますが、今年度は相談支援体制の見直し等について議論する予定です。

続いて、地域移行・定着・包括ケア連携会議ですが、今年度は1回開催し、本日の議題にもあります、地域生活支援拠点や日中サービス支援型グループホームについて議論を行っております。裏面をお願いします。続いて、先ほどの連携会議の下部会議であります、地域生活支援拠点検討ワーキングを1回開催しています。昨年度は4回開催しまして、アンケートや構築に向けての議論を行ってきました。この度、体制の素案を作成しまして、この後の議題で説明させていただく予定です。

続いて、障がい児支援連携会議です。この会議は、7月に開催したいと思い調整しておりますが、ちょうど夏休みに入った時期であり、調整に向けての配慮が足りなかったわけですが、忙しい時期であることから出席できない方が数名いらっしゃいましたので、開催するかについては少し検討しているところでございます。一方、教育委員会の生涯学習課と連携して、ご覧の講座を開催または開催予定としています。以上、簡単ではございますが、実施状況の報告とさせていただきます。

○奥村副分科会長 事務局から説明ありましたが、4の障がい児支援連携会議について、(1)の開催日は令和6年度上旬と書いてありますけれども、今の話だと何月に開催したいという話はありましたか、年度で上旬という表現がありましたでしょうか。

○曾田係長 何月に開催するという指定がこの資料を作ってるときにはできなかっただんですけども、今ちょうど7月開催で調整をかけたと。それがちょうど夏休みのスタートから8月に入った時期だったので、色々と調整が難しいなっていうのが今の状況でございまして、集約をして改めて考えたいと、開催についても考えたいと思っております。

○奥村副分科会長 一応、このときの資料中では7月上旬の開催を見込んでいたという話ですね。

○曾田係長 そうです。

○奥村副分科会長 はい、わかりました。それでは、何か皆様からご質問やご意見がございますでしょうか。

ないようですね。ないようでしたら、引き続き、各チーム、会議について、取り組んでいただきたいと思います。

続いては、「(4)地域生活支援拠点の検討状況報告」ですが、こちらも事務局の方から説明をお願いします。

【3. (4)地域生活支援拠点の検討状況報告】

○曾田係長 続いて、地域生活支援拠点の検討状況について、検討の途中段階ではありますが、状況をご報告いたします。資料4をご覧ください。以前にも資料を用いてご説明しましたが、まず、地域生活支援拠点とは何かということでおさらいをさせていただきたいと思います。最初に書いてございますが、障がいがある方の重度化、高齢化、また親亡き後に備えて関係機関と連携して、地域での生活を支援する体制の総称でございまして、国が各自治体に体制構築を求めておりでございます。その中でも特に重要とされているのは、救急時の相談や短期入所等の受入体制、また施設や病院等から地域移行の支援が重要とされています。国が示している基本的な機能は、①の相談から⑤の地域の体制づくりまで機能がありますが、それらの機能を地域の実情に応じて構築していくものとされています。

市としても、2の検討体制に記載する会議にてワーキングチームを開催しまして、令和5年度から検討を開始しているところでございます。今回は、これらの会議での議論を経まして、拠点体制の素案を作成するに至っております。資料の2枚目からは、これまで議論してきた体制素案を添付しておりますが、分量があり時間的な意味で全て説明ということが難しいですので、1枚目に要点のみを記載してお話をるものでございます。

続いて、3の検討状況でございますが、昨年度はワーキングチーム、また連携会議を行なながら、市内事業所の皆様にアンケートをさせていただき、松江市の地域の中で必要な機能

などについてニーズ調査等をしました。結論から申し上げると、緊急時に備えたいわゆる「相談機能」、また「緊急時の受入・対応」を重視する回答の事業所が多く、ワーキング等での議論でも、相談、緊急時の受入のスキーム構築が優先して必要であるという認識にいたっております。続いて、「拠点の方向性」ですが、まず拠点体制の整備型については、地域の社会資源を広く活用して行う「面的整備型」と、一部の施設や法人に機能を集中する「多機能型」がありますが、松江市におきましては、相談支援や短期入所などの地域の社会資源を活用する、面的な整備を行う方向としてお話をしております。続いて、整備する機能でございます。考え方としては、全ての機能を充実してから開始するということではなく、できるところから行うという意味で、量的・質的に小さい体制でスタートをして、毎年の検証を通じて必要な機能の拡張を行うという考え方としております。それを踏まえ、相談、緊急時の受入を優先して構築することとし、既存のサービスを活用しながら、緊急時における対応の流れをフローとして体系化することとしました。一方、それ以外の機能である体験の機会や人材の確保・育成につきましては、障がい福祉サービスにおける体験利用や、基幹相談支援センター紹介や国・県の研修など、既存の枠組みをそのまま充てることとしております。

続いて4では、相談、緊急時の受入の流れの概要を記載しております。まずは在宅で暮らす障がいのある方の介護者の急な不在、介護者の急病や冠婚葬祭による不在でありましたり、ご本人さんが障がい特性による緊急状態が見込まれる、その当事者やその家族の相談に応じまして、可能な限り緊急にサービスが利用できるよう、希望に応じて紹介登録をしておくという流れをひとつ作っております。紹介や相談支援、サービス提供事業所で必要な情報共有を予め行い、緊急時に円滑に短期入所や居宅介護が利用できるよう備え、緊急時にサービス利用できるようにします。これらを図式している資料を添付しておりますので、別添資料のまず5ページをご覧ください。ここでは、これから構築しようする体制の全体像を描いており、5つの機能の記載と、重要としている相談、緊急時の受入は赤く表示しております。ざっくりではありますが、緊急時に備えた登録の受付、これは相談支援事業所や基幹相談支援センター紹介での受付を想定しておりますけれども、そういった受付を行うと。また、関係機関での情報の共有、そして緊急時のサービスの利用を記載しています。また、左下では体験の機会の場ということで、既存サービスにおける体験利用を記載しています。左上は人材の育成、確保ということで、紹介等での研修による人材の育成を記載しています。右上、地域の体制づくりですが、こちらは分科会の体制の中で毎年の検証を行い、必要に応じた見直しを行う絵を記載しています。大きな矢印が左や右に飛び出ておりますけれども、これは毎年の検証を通じながら見直しと言いますか、拡張を模索するという事になります。全体的には、現行の枠組を使いながら拠点の機能を設定し、必要な拡張を行います。また、基幹相談支援センター紹介は、体制全般の中心的な位置付けとして、主体的に、相談、緊急時の対応、人材育成など、コーディネーターという役割を担っていただく予定です。続いて、資料の6ページをご覧ください。ここでは相談、緊急時のより詳細なフローということで図式化しています。左が相談支援事業所、右が基幹相談支援センターであり、その下がサービス提供事業所という絵になります。緊急時を心配する、当事者やご家族からの相談と、希望される場合は利用者の登録手続きを行い、それを受け、相談支援事業所と紹介、短期入所等事業所と

事前に情報共有を行います。また、必要に応じてケース会議や、本人とサービス提供事業所の面会、また必要な見学、体験的な宿泊であります。実際、緊急時となりましたら、あらかじめそういう準備を踏まえて、可能な限り円滑にサービスが利用できるようにということで、緊急時のサービス調整までの一連の流れをフロー化しているものでございます。これは、あくまで相談支援事業所でそのような相談を受けて登録をするという流れでございまして、その他、基幹相談支援センターの方で登録を受け付ける場合もあれば、松江市の障がい者福祉課にて受け付ける場合もあろうかと思っておりますけれども、まずはこれをひとつの標準的なフローとして作成しているところでございます。次の7ページが、また別バージョンでございまして、障がい福祉サービスを全く利用していない方が、平常時の中で基幹相談支援センターに相談をして登録をしたいと。または緊急時にやってこられて、サービスを利用したいので登録をしたいと言われた際のフロー図を記載しております。その次のページでは、登録の届出書を記載しております。これまで、ある程度まとめてきたところではありますが、あくまでこれらは素案でございまして、このような素案を使いまして、今後、相談支援や短期入所事業所などに説明をしたうえで意見交換を行いながら、素案を案に仕上げていきたいと考えているところでございます。今回は、現時点での途中報告ということで、お話をさせていただきました。長くなりましたが、説明は以上です。

○奥村副分科会長 ありがとうございます。たたき台ということですね。はい、それでは事務局から説明がございましたけれども、皆様から何かございますでしょうか。

○貝谷委員 はい、1つはですね、この緊急時登録の相談について、相談支援事業所が相談を受けて取り組むというのは、すべての相談支援事業所が受け付けができるという理解でいいのかということです。あともう1点がですね、機能②の緊急時の受け入れとか対応ですね、緊急事態になってから、じゃあどこが入れるのかっていうのを、片っ端から電話して探すっていうのは、どうかなというところもありますので、その辺りは常時ですね、空き状況がどうかとかっていうのが把握できるようなものがあると良いのかなと思いましたが、その辺りはこれまでの議論の中でどういう話が出ているのかお聞きしたいです。

○奥村副分科会長 はい。事務局の方、いかがでしょうか。

○曾田係長 後半の質問ですが、まさに緊急時にどうにかしてもらいたいなという相談があったときに、あらかじめ準備をしていないときには、どこでショートステイができるのかとか、サービスが使えるかっていうところを探していくという作業が必要となると思っておりますけれども、基本的には前もって登録を受けて、ショートステイ、居宅介護等について十分に情報共有をして、緊急時になればそこを使うという考え方を思っております。ただ、すべてがそのときに使えるかどうかというのは、実は100%の保証ができるというところではなくて

ですね、場合によっては、2番手、3番手、というのを考えておかないといけないのかなと。個々のケースによるのかな、というふうには考えております。

すいません、最初のご質問でございますけれども、失礼しました。すべての相談支援事業所が、このフローの説明を受けた後にやっていただくかという形だったかなというように思いますけれども、この地域生活拠点の仕組みとしましては、そこに協力するよと言つていただく事業所さんが、あらかじめ登録といいますか、届出を出していただいて、それが何といいますか、協力事業所ということで、これになりましたらそこに向かって登録ができると。届出を出さない事業所さんは、一応その体制には入らないという形となりますので、そこは今後、色々と整いましたら、こちらから説明をさせていただいて、登録するかしないかというのを考えて、ご検討いただくということになろうかと思っております。

○貝谷委員 そうすると、もしその登録をしないという相談支援事業所さんの場合だと、通常のサービス利用はその相談支援事業者さんを利用して、緊急時になったら、別の登録している相談支援事業者さんの方へ相談しましょうという事も考えられるという事ですよね。

○曾田係長 確かにその通りです。

○貝谷委員 ですよね。ケアプランの中に、緊急時の対応や想定されるサービス利用なんかも書き込みましょうというふうにはなっていますが、もしそうなった場合っていうのは、それをもともとの担当する相談支援事業所が、そこまで対応するのはなかなか難しいかなと。緊急時まで想定してのケアプランを作るっていうのは、難しいのかなというふうに取ったりもしました。これは、意見というか感想です。

あともう1つが、その事前の情報共有が必要ということで、そのあたりというのは、具体的な方法とかツールっていうのがやっぱりあるんですよね。事前に情報共有しましょうと言われても、具体的にどうするかとか、どういうツールを使うかっていうところもあわせてですね、示していただくとイメージがしやすいかなと思いました。

○曾田係長 ありがとうございます。まだ固まりきっていないところもありましてですね、断定的にまだ言えないところもあるんですけども、思いとしてはですね、相談支援事業所の皆様、各事業所の皆様にはすべて登録していただくといいなと、今ひとつ思っているところでございます。それで、8ページのところにですね、資料4ということで、これもまだ全然、素案でございますが、色んな各種届出書の様式を参考にしながら、試して作ってるようなものなんですけれども、そこでどれだけの情報を最初の届出書に記載をするかというところがまだ議論のところもあるんですけども、まずはベーシックな情報をですね、記載をいただいて、届出を出していただく。プラスアルファで、どういった情報がいるのか、それを標準的な形で、これは付けましょうという形にするのかですね、もう少しご意見いただいたりとか、話し合いがいるのかなと思っております。以上です。

○奥村副分科会長　はい、他に何かございますか。

○毛利委員　我々、サービス提供者である事業者側のところで、一定のこのスキーム構築というところはあってしかるべきかなというふうに思ってますので、こういったことは必要なのかなと。どこの法人がどのぐらい受けてみたいなデータがないので、ちょっとその辺りは私の方から言い様がないところがあるんですけれども、ちょっと質問というよりお願ひに近いのかもしれませんけど、ぜひその辺りのスキーム構築の部分っていうのは、全部じゃないけど主としてはやっぱり短期入所の利用みたいな結びつくケースが相当多いのかなというふうに思ってまして、基本は障がい者支援施設が主ということになってくるのかなと思います。グループの体験利用とかもあるかもしれませんけど、そのサービス提供者との意見交換というものを、できれば丁寧にやっていただければと思っているところです。

やっぱり契約によるサービス提供ではあるんだけれども、その民法におけるその自由契約の原則っていうものを、福祉サービスが利用されないっていうのが前提で、簡単に言うと申し込みがあれば受けざるをえないというのが、本来、我々事業者の立場であり、非常に弱い立場であるわけですね。その中にあって、じゃあその事業者が大変だということじゃなくて、やっぱり目を向けるべきはこのサービスを利用する、障がいのある方であると。同じ障がい者支援施設でも、或いは生活介護施設でも、或いは就労系であっても、みんな色は違います。障がい者支援施設、今は障害者総合支援法だから、いわゆるその障がいの種別は問わないよっていうけれども、現実的には身体障がいのある方は生活しにくい施設があったり、或いは精神障がいのところには強いけど、ここはちょっと発達障がいの専門性はないよねっていうところが、或いは重度の方ばかりおられる施設だけど、ほとんどの方が車椅子ですごく穏やかに過ごしておられる施設の中であったり、本当にその障がい者支援施設って色がすごくみんな違うんですよね。そういったところは、やっぱり丁寧にやっていって、本当にその方が時間をお過ごしになるのに、どの施設が合っているかっていうのは、言う様にマッチングを図っていって、なかなかこう機械的に空きがあるからここへというシステムをとっていくっていうのは、やっぱりよろしくないというふうに考えていますので、ぜひこの辺りをちょっとご配慮いただきたいなというふうに思います。何かちょっと、その辺りをこれからスキームを構築するにあたってこんなふうに考えてます、みたいなところがあれば教えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○曾田係長　これからこういうふうにしていこうというところは、ちょっと実はまだ明確じゃないんですけれども、まず 1 つ意見交換会がありましたとか、その会を設定してもみんなが出てるとは限りませんので、それをやはりきっちりと意見といいますか、色々なご指摘もあるでしょうし、聞いていきたいということが 1 つございます。また、色々な市を見て参りますと、それぞれの施設の得意といいますか、うちは精神に強いよとか、知的に強いよとか、色々な情報をあらかじめお示しされてるような、そういうパンフレットを作ってるようなところもありますので、それも 1 つの工夫ではあると思いますけれども、どういう形が利用される方のマッチング的なところでですね、一番いいのか、その他のご指摘もあるとは

思いますけれども、お話を聞いて、ご意見をいただければというふうなのが、今の率直なところです。以上です。

○奥村副分科会長 はい、他にいかがでしょうか。

○武田委員 松江市手をつなぐ育成会の武田です。こどもから高齢の方まで使えるという事ですよね。緊急事態とか。今、うちの会で問題になってる 65 歳問題というのがあるんですけども、65 歳以上の高齢の方も、介護保険でなくここで使えるという事ですか。

○曾田係長 介護保険の方になるかと思います。

○武田委員 何かあまりはぴんとこんなことがいっぱいありますが、はい。

○曾田係長 すいません。この場に限らず、ちょっと色々なご意見や突っ込みも色々あるかと思いますので、この場でも結構でございますけれども、適宜いただければと思います。

○森脇委員 失礼します、松江地域介護支援専門員協会からきました森脇です。先ほど武田委員さんからお話をありましたけれども、私は今、65 歳以上の高齢者の介護保険の方で担当しておりますので、先ほどの 65 歳以上の短期利用については、介護保険でショートステイ等々の相談ができるかと思います。

それで、今の緊急時の受け入れというところで、この障がいの関係のところでですね、緊急時っていうのが、どういうのが緊急なんだろうっていうところ、介護保険のご高齢の方と、ちょっと考えて聞かせていただいているんですけども、やっぱりその介護者の急な何かっていうところが 1 つ、もちろんこれは介護保険も一緒で、ご高齢の方を介護している介護者の急な用事だったり、冠婚葬祭だったりっていうところもあるんですけども、緊急時でショートステイのどこか居場所っていう、それだけでいいのかなっていうのを思うところではあります。もちろん、今は緊急時のお話なんですが、その介護者がもう、お願いしないとちょっと難しいよっていうのが、病気だったり、本当の緊急っていうところだけじゃなくて、地域において在宅で生活するにあたっては、ショートステイっていうのは、介護保険でも重要なポイントになってきますので、それが障がい児であっても、障がい者であっても、高齢者であっても、やっぱりショートステイの期間については、在宅生活を続けるにあたってはすごく大事なポイントではないかなっていうところで、ちょっとこの緊急時の受入れで、どこか空いてる施設がないかって言うのは、話だけで済むのはちょっと寂しいかなっていうふうに思いますので、意見としてさせていただきます。なので、介護者のリフレッシュも含めて、居場所づくりというところという視点がショートステイにもあるよっていうところをお伝えしたいことと、あわせて、緊急時の受け入れについて、緊急時っていうと、それこそ大雨だったり、災害のところの緊急を考えたりするんですけども、その場合に、この仕組みがというふうにやっていくのか。介護保険の方でも、災害のところでの、

こういう受入れのところについては、これからお話をしないといけないところなんですが、緊急っていうところについても、もう少しお話をしていくといいのかなというふうに思いました。

あとは、今、松江市さんの対応としてのお示しをいただいたところで、緊急時のときは、隣接する市の方とのご協力だったりっていうところも、今後想定としてあるのかなっていうのは、またご意見をいただきたいなと思いました。以上です。

○奥村副分科会長 ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

○勝田委員 松江養護学校の勝田です。よろしくお願ひします。松江養護学校は、小学部から高等部まで児童生徒がいるわけですけれども、その子たちもすべて対象になるということですね。それで、私もこれから勉強していこうかなと思うんですけども、こういうフローチャートの中でも、学校の卒業生も対象になることがあるんですけども、学校としてどういうふうな連携というか、どういうふうな関わりをすれば良いかっていうところを、今後相談させていただければなと思いますので、またよろしくお願ひします。

○曾田係長 こちらこそ、よろしくお願ひします。

○奥村副分科会長 はい、ありがとうございました。それでは、他はよろしいでしょうか。それでは続きまして、「(5)手話言語条例の制定について」ですが、こちらについてもまた事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

【3. (5)手話言語条例の制定について】

○三井副主任 失礼いたします、障がい者福祉課の三井と申します。私から、松江市手話言語条例の制定について説明をさせていただきます。前回、3月の会議にてご説明した内容と一部重複いたしますが、よろしくお願ひいたします。それでは、資料5をご覧ください。

まず、項目1の手話言語条例とはについてお話しします。手話言語条例は、手話が音声言語とは異なる独自の文法を持つ言語であると明記し、その認識の下で、手話への理解と普及に関する基本理念を定めて、市や市民、事業者の役割などを明らかにするとともに、手話の理解や普及に資する施策を推進するための、基本的な事項を定める条例となっております。全国の制定状況としては、市区町村の約3割が制定済みであり、県内では4つの自治体が制定済みとなっております。

次に、項目2の制定の経緯です。本市においては、障がいの当事者団体である松江市身障者福祉協会から、手話言語条例の制定について、以前から要望をいただいておりました。全国的に、条例の制定が進んでいる状況も踏まえまして、昨年度の令和5年度から、身障者福祉協会の加盟団体である、松江市聴覚障害者協会の方々と、制定の検討を進めてまいりました。昨年度においては、聴覚障害者協会との意見交換会を5回開催しまして、条例案

の作成に向けた条文の内容や、条例を制定した後に実施する施策案についての協議を行いました。条文と施策案とともに、その内容や方向性については、市と協会、双方の認識を統一することができまして、条文の内容は概ねできている状況です。

本日は、項目3のとおり、当事者団体との協議を経て作成した条例の概要をご提示いたします。本条例は、前文と8条からなる条文で構成しており、制定済みである他自治体の状況なども参考に作成いたしました。まず、前文からご説明いたします。前文では、手話が言語であるとの認識を示すとともに、条例の制定に係る背景や、制定の理由と目的などを記載しています。背景としては、手話は、ろう者にとって、生活や文化創造のうえで、必要な言語として継承されてきましたが、言語であると広く認識されていなかつこと等から、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきたこと。このような状況の中で、条約や法律で手話が言語であると明記され、市でも条例を制定して、手話への理解を含めた共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきたこと。これらの取り組みによって、障がいや手話への理解は進みつつありますが、手話が言語であることの理解や、手話に触れる機会・学べる場が十分にあるとは言えないことを述べています。これらの背景を踏まえ、手話が広く市民に浸透するための更なる取り組みを進める必要があると考え、条例を制定することとしています。目的としましては、手話が言語であるという認識と理解や、手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することで、障がいにかかわらず、互いに尊重する共生社会の実現を目指すとしています。

次に、ページの右側をご覧ください。条文に規定する文章の概要を記載しております。第1条の目的では、前文にも記載しております、手話が言語であるということ、手話に関する様々な施策等の実施により、共生社会の実現を目指すことを、より詳細に規定しています。第2条では、条例で用いる用語を定義します。第3条の基本理念では、条例の目的を実現するための基本的な理念や考え方について、規定しています。第4条では、市が果たすべき責任と義務について、基本理念にのっとり、必要となる施策を総合的かつ計画的に実施することと規定しています。第5条では、市民等の役割として、基本理念に係る理解を深め、市の施策に協力することを、第6条では、事業者の役割として、市民等の役割に加えて、ろう者が利用しやすいサービス提供や働きやすい環境を整備することを規定しています。なお、第5条と6条については、それぞれ努力義務としております。第7条では、市が取り組む施策について規定しております。内容は、次の項目で説明いたします。最後に、第8条では、意見の聴取として、市が施策を実施するにあたっては、ろう者やその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重することという努力義務を規定しています。以上が、条例の規定文についての概要となります。

次に、(2)の想定される施策案について、ご説明いたします。この内容は、先ほどの条文中、第7条に対応した内容を記載しております。1つ目が、手話を学ぶ機会の確保や、触れる機会の拡大です。市としては、市民の方が気軽に手話を学べる場として、手話出前講座をすでに実施しておりますが、これとは別に、手話を体験することができる新たな場を作るため、初心者向けの手話講座や、夏休みなどの長期休業期間における子ども向け手話教室を開催したいと考えております。2つ目が、手話により情報を得る機会の拡大です。民間の企業

や学校等がイベントを開催される際は、手話通訳者を配置されるよう勧奨等行いたいと思います。3つ目が、手話を使いやすい環境づくりです。条例を制定した後に、その内容周知も含めた啓発パンフレットの作成や、市報や庁内モニターを活用した情報発信、また市民向けの講演会などを開催したいと思います。4つ目が、手話通訳者等の養成、確保です。市が主体となって実施している手話奉仕員養成講座や、県と共同で行う手話通訳者養成講習会を今後も継続して実施することとし、手話通訳者等の確保に努めてまいります。

最後に、項目4の今後予定するスケジュールについてです。本日、この会議でご説明したものと同じ内容を、松江市障がい者差別解消推進委員会でも説明しております。2つの会議でいただいたご意見を踏まえて、条例の内容を整理した後に、市内部の審査機関である、法令審査会に条例の案を諮ることといたします。法令審査会の時期は、8月の上旬を予定しております。その後、8月から9月にかけて、条例の内容を広く市民の皆様にお示ししてご意見を募るために、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントでは、条例の概要と、文章の全文を公開する予定としております。パブリックコメント終了後は、いただいたご意見の内容に応じて必要な修正を行いまして、令和6年11月議会にて条例案を提出する予定しております。審議を経て、条例が制定された後は、手話に対する理解や手話の普及を推進するための施策に取り組むことといたします。説明は以上です。ありがとうございました。

○奥村副分科会長　はい、ありがとうございました。ただ今、事務局さんの方からご説明いただきましたけれども、委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

それではないようですので、引き続き、聴覚障害者協会さん方と調整を進めていたき、パブリックコメントにおいても、意見を得ながら進めていただきたいと思います。皆さんも、今日に限らずご意見等ございましたらぜひ、ご連絡をいただければと思います。

それでは先に進みます。続いて、「(6) 日中サービス支援型グループホームの実施状況等について」です。

【3. (6) 日中サービス支援型グループホームの実施状況等について】

《非公開》

【4. その他】

○奥村副分科会長　それでは、続いて「4. その他」に進みます。事務局の方から、何かございますでしょうか。

○曾田係長　はい、事務局の方からですね、議題でいいますと、ちょっと情報共有的な形でですね、お話をさせていただきたいことがございます。資料7になります、国の地域生活支援事業補助金実施要綱改正というお話をさせていただきたいと思います。

地域生活支援事業は、今日の会議の最初のところでも実績報告をさせていただいておりますが、その内、相談支援に関する部分について、今年の4月施行で国が重要な要綱改正を行っておりまして、財政的な影響が生じてきますというものでございます。

松江の相談支援体制でございますが、真ん中の絵のとおり、基幹相談支援センター紓を中心核に、19の事業所に一般的な相談の対応の委託をしております。その19の事業所のうち、3事業所は機能強化事業所ということで、紓と一緒にになって相談支援事業所への助言指導、人材育成、分科会体制への参画など、相談支援の中核機能的な位置付けとしての委託を行っております。この機能強化と紓への委託料については、国・県の補助金を得て事業を行っておりますが、その点について要綱改正により、下の表のとおり変更となっています。

1つ目が、これまで基幹相談支援センターと、それに準じる機能をもつ事業については補助対象とされており、本市の機能強化事業も基幹相談に準じる扱いで補助金をいただいておりましたが、要綱改正で補助対象ではなくなりました。2つ目が、基幹相談支援センター職員の人件費ですが、その補助対象についても、これまで一定の資格職であれば補助対象であったものが、相談支援専門員であることが必須となりました。国の大枠で言いますと、基幹相談支援センターの設置を全国に拡大したいと、なおかつ相談支援専門員を配置したいという考えがある一方で、それに準じる扱いの事業は補助対象とはしないということでございます。

この改正は、今年の4月からスタートしておりますけれども、令和6年度は経過措置により、これまでと同じ内容で据え置きでありますと、令和7年度から上記のとおり変更となる予定です。

したがって、現行の市の相談支援体制のままだと財政的には厳しいものがございまして、同様に困っている自治体もあるようですが、何らかの見直し、特に機能強化事業については見直しが必要であろうかと考えています。

どのように見直すかは、現在、検討中でございますが、市で何らかの案を作成して、次年度に向けての体制を作っていくかないと想っています。相談支援について、このような状況であることを情報共有という形でご承知いただきたいと思います。なお、これらは国の補助要件でありますと、島根県からはまだ示されておりませんが、おそらく国に準じた形が想定されますので、それを見越した形で進めていきたいと思います。以上でございます。

○奥村副分科会長 それでは、事務局の方からその他についての報告がありましたけど、何か委員さんの方から、ご意見や、ご質問等ございませんでしょうか。

ないでしょうか。では、事務局から他にありますか。

○曾田係長 はい、もう1点、軽微な話かもしれませんと、本日は地域生活支援拠点の事につきまして、協議の中でご意見等いただきましたけれども、またこれからも様々なご意見をいただきまして、より一層、良い案に仕上げていかないと想っています。そういうのが整いましたら、できるだけこれは早くスタートさせた方がですね、障がいのある当事者さん

やご家族さん、また地域生活支援拠点に参画してサービスを提供する事業者さん、これは加算があったりしますので、なるべく早くスタートした方がいいのかなというふうに思っております。準備が整いましたら、ちょっとこれまでとはイレギュラーな形で、分科会の開催をお願いすることがあるかもしれないということを、若干のご報告とさせていただこうと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○奥村副分科会長 また、皆さんご協力の方、よろしくお願ひいたします。

それでは、他にないようでしたら、これにて終了したいと思います。慣れない司会であり、京先生の偉大さが改めて分かったところでありますが、皆さんご協力のほどありがとうございました。議事の方が終了いたしましたので、審議の方、事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○川島課長 ありがとうございました。本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。また、奥村副分科会長様には、円滑な議事進行をしていただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえながら、また下部会議を含め、障がい者福祉施策を進めて参りたいと思います。これからも引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了します。本日はありがとうございました。

(以上)